

「小机庄之内四人衆拘分」宛ての豊臣秀吉禁制について

阿諏訪 青 美

一、豊臣秀吉禁制の原本の確認

令和三年（二〇二一）・同四年（二〇二二）の二か年にわたる、横浜市教育委員会の小机城跡（港北区）試掘調査にかかわり、横浜市歴史博物館は小机城に関する資料調査を実施し、小机町旧家・鈴木千代榮家に所蔵される天正十八年（一五九〇）四月付「豊臣秀吉禁制」を確認した（写真一）。次に当文書の釈文を挙げる。

【釈文】

相模国

禁制 小机庄之内四人衆拘分

一 軍勢甲乙人等、濫妨狼藉事

一 放火事

一 対地下人百姓、非分之儀申懸事

右条々堅令停止訖、若於違

犯之輩者、速可被處嚴科者也、

天正十八年四月 日（花押）

この資料は『神奈川県史』資料編三下ではその出典を「写 武州文書所収橘樹郡七兵衛所蔵文書」と記しており、また同文書の写しは他に、小机町にある小机城代・笠原氏の菩提寺・雲松院の文書に含まれている。これまで写本でしか存在しないと考えられていた当該資料について原

資料を確認できたことは、今回の調査の大きな成果である。資料の法量は、縦四十六・八センチ×横六十五・七センチあり、料紙は大高檀紙、裏打ちが施されている。虫損が数か所あり、全体的に傷んでいるもの状態は良好である。

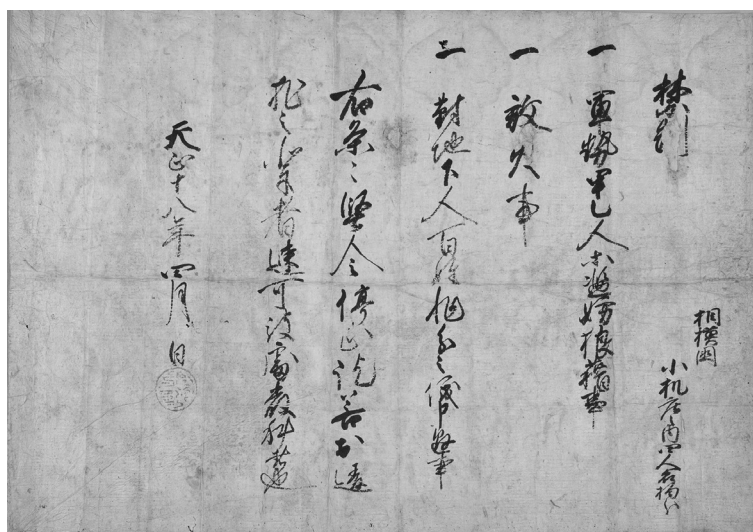


写真 1 豊臣秀吉禁制（鈴木千代榮家蔵）

二、豊臣秀吉の「郷村禁制」

天正十八年（一五九〇）三月一日、豊臣秀吉は小田原北条氏を征討すべく、約三万の軍勢を率いて京都を出発し、四月六日に小田原に着陣した。そして北条氏が降伏して秀吉が奥州に出陣するまでの三カ月余りの間に、秀吉は相模国・武蔵国に宛てて多くの禁制を発給している。その数は相模国で七十四通、武蔵国で三十三通を数え、横浜市域に限れば、現時点で九点が知られている（表一）³。そもそも秀吉は天下統一を果たすまでの間に、国内に約三五〇通もの禁制を発給していたという。

禁制とはいわゆる禁止令のことで、別名を制札・掟書・加敗（かばい）などという。本来は権力を持つ人物や組織が、治安維持のために寺社・郷村・宿町等に発給し、壁に貼ったり木札に掲示して人々に周知したもので⁴、南北朝期内乱期以降は、軍勢の大將が侵攻先の郷村や寺社に対して、自軍の乱暴狼藉や放火を禁じる内容のものが増加するようになる⁵。やがて戦国大名の抗争が国郡をめぐって大規模になるのと比例して、禁制の発給数も莫大に増えていくが、豊臣秀吉の発給数は大名たちの中でも群を抜いて多い。

禁制の文書様式は、冒頭に「禁制」と記し、条項の後に「右条々堅く停止せしめ訖」等の禁止処罰文言を記し、また「禁制」文字の下に多くの場合「所付」（ところづけ）と呼ぶ宛所を記す。禁制は、この所付にある特定の場所や範囲で、条項に記す行為の禁止を命じており、秀吉の発給する禁制にはこの所付に郷村や地域の名称を付すものが多い。秀吉文書を検討する小林清治氏はこれを「郷村禁制」と称している。

よく知られる如く、戦時下で発給される禁制は受給側の申請に基づいており、所付が郷村や寺社の名前を記すものは、郷村や寺社が軍の大將に発給を求めたことを示している。郷村や寺社にとって禁制を得ることは、迫りくる軍勢に対して自らの地域が「味方の地」となる事を申請してその保護を得るためであり⁶、たとえ足軽等の狼藉に抵抗した場合でも敵対したとみなされない、戦禍を逃れるための保障に他ならなかった。郷村や寺社は、自らのネットワークを駆使して進軍状況や陣所の位置、大名同士の関係などを量り、御判銭や制札銭といった札銭を工面して、禁制を得るために合戦の最前線に向かったのである。

いっぽう秀吉は、とくに小田原攻めの間、このような郷村や寺社への禁制交付を「申請次第」、つまり望むままに発給するとし、札銭の額も下げたとされる⁷。秀吉にとってみれば、侵攻先の郷村が戦わずして次々と味方になることを申し出てくることになり、またそのようにして「味方の地」となった郷村には、兵糧や馬などの負担を命じることが出来た。さらには戦いで逃散している百姓たちへ、早期に帰村をうながして耕作を再開させ、収穫につなげることも出来たのである。

三、横浜地域にのこる豊臣秀吉禁制

表一に見る如く、横浜地域に残る秀吉禁制の発給年月日は、すべて天正十八年（一五九〇）四月日になる。しかし当然ながら、すべての郷村が同時期に秀吉へ禁制の発給を申請したわけではない。

小林清治氏は、戦乱の中で秀吉へ禁制を申請した郷村や寺社の動向をまとめ、たとえば①鎌倉妙本寺が秀吉出陣前の二月に大坂で浅野長

表1 横浜市域に残る豊臣秀吉禁制

No.	発給年	西暦	月日	所付（宛て先）	備考	出典 ※1
1	天正18年	1590	4月日	武蔵国金澤称名寺・寺之前・海岸寺、以上三ヶ寺	写、金沢区称名寺蔵	県史 9723
2				武蔵国久良岐郡寶生寺并門前	南区宝生寺蔵	県史 9724
3				相模国小机庄之内四人衆拘分	港北区雲松院文書に写しあり	県史 9759
4				武蔵国師岡保内十二ヶ郷	神奈川区成仏寺蔵	県史 9760
5				武蔵国久良岐十二郷内杉田三ヶ村	写、港南区東樹院蔵	県史 9762
6				武蔵国都筑こつくへ之庄内いこのへ・ひしかた・をり本・大熊・さいと・本郷・鳥山・山田・大鵬・ちかさき・かちた、以上十一ヶ所	写、武州文書（都筑郡久米吉所蔵文書）	県史 9763
7				武蔵国二俣川郷		県史 9764
8				武蔵国久良岐郡内長田郷		県史 9765
9				武蔵国小机之内千ヶ崎之郷	都筑区正覚寺蔵	県史 9768

※1 出典の県史は『神奈川県史 資料編三下』（神奈川県、1979年）、番号は文書No。

吉に取次ぎを願ったが、浅野の「御機嫌を窺い、御陣に於いて御制札の御朱印を取り候て進せらるべし」と、秀吉の陣所で朱印状を貰うという意向で発給が四月にずれ込んだ事や、②玉縄領下の久良岐郡長田郷（南区）が、玉縄城主北条氏勝から天正十八年四月日付で「加敗」制札を得た上で、豊臣秀吉からも同日に禁制を得ている事（表一No.八）、また③相模国底倉村（箱根町）の禁制申請は、村人個人の奮闘で実現し、また交付は鷹巣城の家康陣を経て山中城（三島市）で行われた事などを挙げて、郷村による申請は様々なタイミングで、様々な意図や経緯で行われており、その間にも村人は戦禍を避けて「小屋」「山小屋」へ避難し、あるいは支城へ籠城していたと述べる。そしてそのような郷村がバラバラに申請していても、交付された禁制の発給年月日が四月日に統一されているのは、秀吉が小田原に着陣した時期を記して、小田原攻めに参加する諸将にあらかじめ渡していたためであろう。

いっぽうで交付された禁制の所付には、複数の郷村名をまとめて記すものがあり、天正十八年四月・五月付で発給されたものに限っても二十八通を数える。表一に見る通り、横浜市域に伝わる禁制九通の内には、「武蔵国久良岐郡十二郷内杉田三ヶ村」や「武蔵国師岡保内十二ヶ郷」、そして「都筑こつくへ之庄内いこのへ」に始まる、十一ヶ村を一括して申請する、計三通が確認できる。

とりわけ「都筑こつくへ之庄内いこのへ・ひしかた・をり本・大熊・さいと・本郷・鳥山・山田・大鵬・ちかさき・かちた」の十一ヶ村を所付とする禁制（表一No.六）は、池辺・東方・折本・大熊・佐江戸（以上都筑区）・本郷（緑区）・鳥山（港北区）の鶴見川中流域兩岸、そして山田・大鵬・茅ヶ崎・勝田（以上都筑区）の早淵川沿岸という、

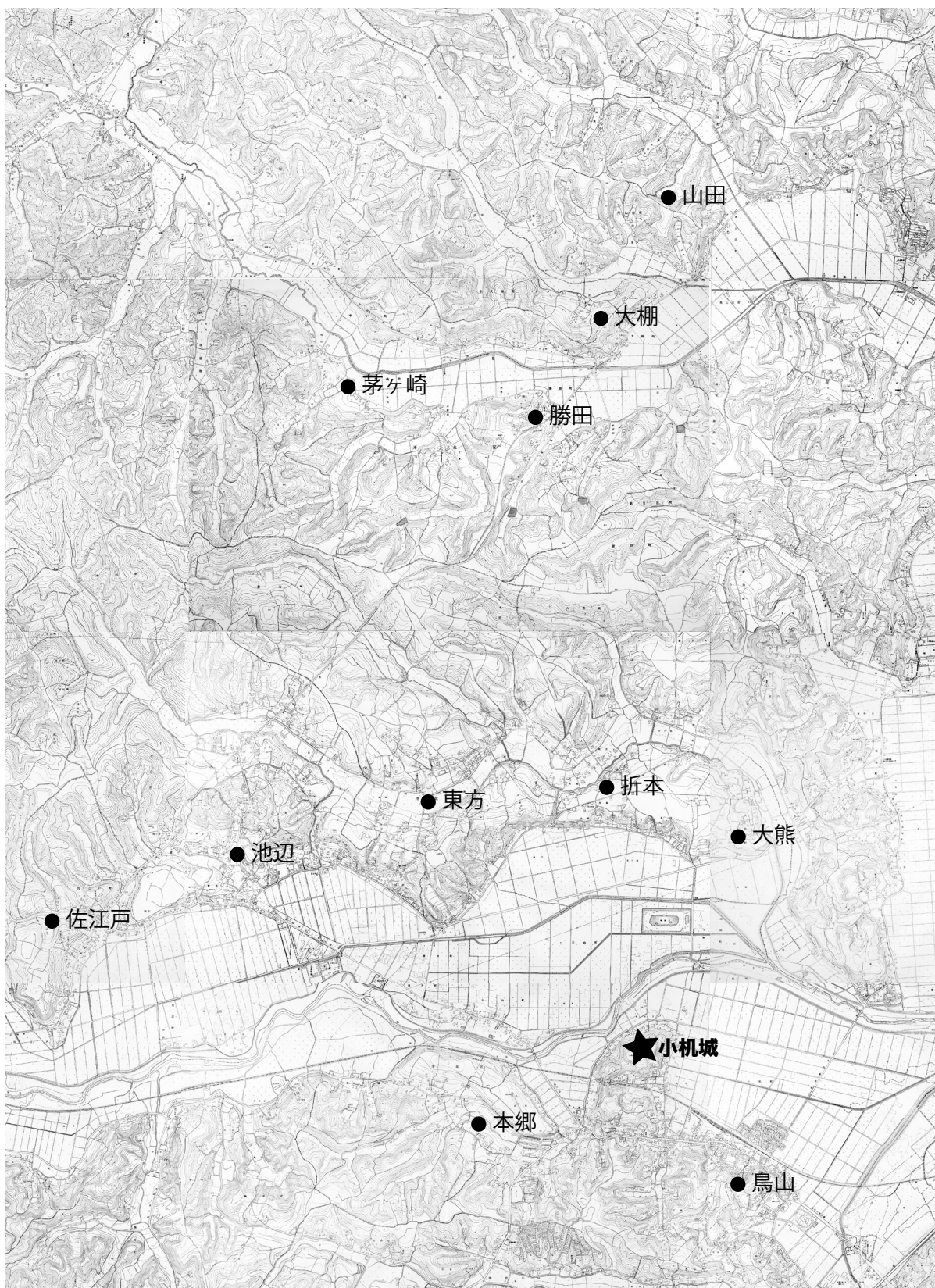


図1 豊臣秀吉禁制にみる都筑小机庄11ヶ村の広がり
 横浜市三千分一地形図より昭和30年代（市ヶ尾・勝田・新吉田・川和・池辺・大倉山・中山・小机・篠原）に加筆。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/yoko/sankou/3000bunchizu.html>

小机城下を含んで主に北側一帯に広がる村々の名前が具体的に記されていて興味深い(図一)。そしてこの禁制が村側の申請に基づいて発給されたとするならば、この十一ヶ村は戦国末期に共に禁制を申請するような地域的まとまりを形成していたことになる。複数の村々を宛所とする禁制は、横浜市域以外でもたとえば「相模国大中郡内すかや小屋入之郷廿三ヶ所」や「武蔵国庵原郡せたかいの郷十二ヶ村」があるが、村数を示すのみで実際の村名は書かれていない。武相両国に発給された秀吉禁制をみても、個々の村名をここまで多く記したものは他に見ることが出来ないのである。

四、小机四人衆

ではあらためて今回の調査で確認できた、所付を「小机庄之内四人衆拘分」と記す禁制について見たい。まず「四人衆拘分」の「四人衆」については、遡る天正四年(一五七六)三月十六日付「北条氏光朱印状」(『戦国遺文後北条氏編』No.一八三六、以下文中に『戦北』Noと記す)に

当夏中被置江湖之由尤候、自然聴衆之者、於寺中致狼藉輩有之者、則注交名加被申越、若又至于時喧嘩口論ニおゐてハ、即時ニ四人衆ニ可被申断候、定而其沙汰可申付者也、仍状如件、

とある(傍線筆者)。ここでは小机城主の北条氏光が、城下雲松院の夏の法会「江湖会」の最中に、もし寺中で狼藉する聴衆がいたらこちらに名前を知らせてほしい、また「喧嘩口論」に及んだら「即時に四人衆に申し断ぜらるべく候」と、すぐに四人衆に伝えて処罰させてほしいと述べている。

江湖会とは、夏季に行われる僧侶の修行期間やその催しを指すというが、ここでは日付から推して春彼岸に相当しようか。彼岸法要には多くの地域住民も参加したと考えられ、その中で起こるトラブルのうち、喧嘩口論については「四人衆」の処断に任されていたようだ。これから四人衆とは検断を任されるような地域の有力者であることが分かる。

いっぽうで北条氏滅亡後の年未詳(天正十八年・一五九〇)八月一日付「加々政秀書状写」⁹⁾には、

「追而書」各々右の四人の者共、小机の事案内これ有り候間、様子御尋ね成さるべく候、は何もふれ口の事に候はば、貴所へこし候へとも御申し候、この外申さず候、

態と申し候、よつて小机筋々ふれ口之者、案内の儀候条、さるいあわち・の口つのかみ・藤井惣兵衛・す、き近江、かの四人之者郷中へハかへし候ハ、様子御尋ね成さるべく候、そのため此の如く申し入れ候、恐々謹言、

八月一日

加々甚十 政秀(花押)

神弥五助殿 御宿所

とある(傍線筆者)。徳川家康の江戸城入りとされる日付をもつこの文書の差出「加々甚十政秀」とは、徳川家康家臣の加賀爪政尚¹⁰⁾に当たると思われ、また宛所の「神弥五助」とは徳川代官の神谷重勝¹¹⁾になる。家康は北条氏滅亡直後に関東に入り、様々な奉行を定めて百姓に郷村への還住を呼びかけたり、寺社領を安堵するなどしていった。家康近臣の加賀爪政尚は、小机城周辺に入部する代官神谷重勝に対し

て、現地案内をする「小机筋々ふれ口の者」の「さるいあわち・の口つのかみ・藤井惣兵衛・すゝき近江」の「四人の者」の名前を知らせているのであろう。

「ふれ口」とは触口と記し、「注進の内容を知らせる走り衆」として、室町期以降に資料上に登場する。とくに北条領国では、郡代あるいは支城主の下で、何ヶ村かにわたる広い地域を管轄し、年貢公事の賦課等の指示や収取、未進分の上申等を行う職分であるとされるが¹²、年未詳五月二十六日「北条氏光朱印状」（『戦北』No.三九四七）には、

其方被官号石田内蔵助者、欠落之由候、小机触口中ニ有之者、何之郷村ニ有之共、代官百姓ニ申断、御法度に候間、可召返、若難洪之郷村有之者、此方可申、大途遂披露可遣者也、仍如件、

五月廿六日

鈴木但馬守

とある（傍線筆者）。ここでは小机城主北条氏光が、東方村（都筑区）を拠点とした地侍の鈴木但馬守に対して、鈴木被官の石田内蔵助の「欠落」は「御法度」であるので、「小机触口中にこれ有る者」に（石田が）どこの郷村にしようとも（その）代官百姓に断つて召し返すべしと命じ、もし引き渡しを拒む郷村があればその名を知らせるようにと述べている。石田内蔵助は鈴木被官であると同時に東方村百姓であったと考えられ、欠落した百姓の搜索と召し返しは、「小机触口中」の職務であったようだ。ここから触口とは、郷村を越えて欠落百姓を搜索し、身柄を連れ帰る権限を持っていたことがわかる。

先に見た「加々政秀書状写」には、「小机筋々ふれ口の者」を、別に「四人の者」と記し、その四人は新たな為政者である徳川奉行人に

郷村を案内する人々であった。また名前は「さるいあわち・の口つのかみ・藤井惣兵衛・すゝき近江」とあって、郷村内で官途名を持つような、いわゆる村落上層民だったと推測できる。おそらく北条氏の時代から、小机城周辺には郷村の有力者「四人衆」がいて、彼らは小机周辺の複数の郷村に対して喧嘩口論への処断や欠落人の搜索・捕縛など、村の検断を行うような権限を持つ者たちだったのではないか。

五、禁制の所付「小机庄之内四人衆拘分」とは

「加々政秀書状写」の文中には、「かの四人の者、郷中へハかへし候ハ、様子御尋ね成さるべく候」とあり、ここで加賀爪は神谷に対して「郷中へハかへし候ハ、」と、小机の触口四人衆が郷村へ帰されたら、（郷中の）様子を（四人衆に）尋ねてみて欲しいと述べている。

「郷中へハかへし候ハ、」とあるのは、この時点で四人衆が郷中に未だ戻っていないことを意味する。北条氏が滅亡し徳川代官が入部する直前のこの時期に、郷中に戻っていない四人衆をふくむ百姓たちは、当然ながら戦禍を逃れて離村していたに違いない。あるいは至近にある小机城内に籠っていた可能性も考えられるのではないか。豊臣秀吉は天正十八年（一五九〇）四月に小田原に着陣するが、すでに北国側から関東に進軍していた軍勢によって北関東の各城は攻撃され降伏しており、同月下旬頃には南関東の江戸城・河越城も開城した。玉縄城は四月二十一日に北条氏勝が降伏し、同時期に小机城も秀吉の膝下に置かれたと考えられる。開城にあたっては例えば岩付城には「城のうちには町人・百姓・女以下より外は御座なく候」と、町人や百姓・女性たちなど非戦闘員ばかりが残っていたように¹³、小机城にも周辺郷

村の人々が逃げ籠っていたであろう。そして七月六日に本城小田原城が落城するまでの四月末～七月初旬の間、武相両国はいまだ戦闘状態にあり、家康の江戸城入城によって始まる各地の戦後処理の中で、はじめて触口の「四人衆」に地域の案内させる必要が出てきた。神谷ら徳川の代官は、彼らから「小机筋」の状況を聞き取り、新政権として新たに各郷村の検地等を行い、そしてようやく年貢公事等の契約を結ぶことが出来たのだ¹⁴。

では禁制の所付に記される「四人衆拘分」とはどの範囲を示しているのだろうか。「小机庄之内」とあるものの、そもそもこの「小机庄」という名称は、豊臣秀吉禁制の宛所が資料上の初見である¹⁵。戦国期から慶長期初頭にいたる、小机領下の禁制や検地帳の地域名称をまとめた池上裕子氏によれば、「小机庄」という地域名称は、豊臣や徳川などの外来勢力に対して、初めて村側がその所属を説明する際に使われたものであるという¹⁶。

四人衆は、小机城主の下で触口として公事徴収や地域検断に関わり、一つの郷村を超えて広域を管轄した有力百姓たちであったと考える。その彼らが自分たちの管轄地域を「小机庄」内の「四人衆拘分」と表記した。いっぽうで前出の禁制所付には「都筑こつくへ之庄内いこのへ・ひかしかた・をり本・大熊・さいと・本郷・鳥山・山田・大棚・ちかさき・かちた」という、小机城下の鳥山や本郷をふくむ十一ヶ村が名を連ねていた。よって四人衆はこの村々連合とは別に、独自に豊臣秀吉に禁制を要求していたことになる。

四人衆の「さるいあわち・の口つのかみ・藤井惣兵衛・す、き近江」の名前は、後世の地誌『新編武蔵風土記稿』『小机村』の項に「先祖

を小机の四人衆とて北条家分国の頃土着せし侍なりと云」として、酒輪・野呂・藤井・鈴木の四つの旧家名を記している。「さるい」を「酒輪」、「の口」を「野呂」とするなど表記に多少の差異はあるものの¹⁷、この四人衆の家々は、現在まで小机城の至近距離にその子孫を伝えている。禁制にある「四人衆拘分」の範囲は、小机城下の十一ヶ村を含んで、さらに所謂「小机庄」全体まで広がっていたのかどうか、今後とも検討していきたい。

¹ 『武州文書』橘樹郡「旧小机村 七兵衛所蔵酒輪氏」所収（『新編武州古文書上』角川書店、一九七五年）。

² 『武蔵国小机 臥龍山雲松院史 文書編一』臥龍山雲松院、二〇二〇年

³ 『神奈川県史 資料編三下』（神奈川県、一九七九年）九七二三・九七二四・九七三二・九七五九・九七六〇・九七六一・九七六三・九七六四・九七六五・九七六八号

⁴ 峰岸純夫「制札と東国戦国社会」（『中世災害・戦乱の社会史』吉川弘文館、二〇〇一年）

⁵ 小島道裕「中世制札の機能と形」（企画展図録『中世の古文書―機能と形―』国立歴史民俗博物館、二〇一三年）

⁶ 小林清治『秀吉権力の形成』（東京大学出版会、一九九四年）二章、四章。

⁷ 小林氏前掲書。

⁸ 小林氏前掲書。天正十八年五月三日には一度に百枚の禁制が浅野長吉に届けられている。（『埼玉県史』史料編六、一五四三号）

9 『新編武州古文書上』三十八号（橘樹郡旧小机村七兵衛所蔵文書）
角川書店、一九七五年

10 通称「甚十郎」とする。

11 文禄四年（一五九三）二月二十六日付「徳川氏奉行人連署奉書」（日
枝神社蔵）本文には、代官「神弥五御代官所之時」と載る。家康
の関東入国後に小机領を支配したのは神谷重勝であるという。川
崎市教育委員会HP市内文化財案内：「徳川氏奉行人（代官頭）連
署奉書」（city.kawasaki.jp）

12 浅倉直美「付論・後北条領国における触口と定使」（『後北条領国
の地域的展開』岩田書院、一九九七年）

13 「長岡忠興・池田輝政・長谷川秀一連署書状写」（『新編埼玉県史資
料編 中世二』一五五四号、埼玉県、一九八〇年）

14 ただし天正十八年七月十七日付「早川長政・片桐直倫連署書状写」（『神
奈川県史資料編三下』No.九八二二）には、秀吉が奥州征伐出陣に
際して命じた鶴岡八幡宮の仮葺について、資材や人足の供出を「三
浦・小机・鎌倉地下人中」に命じている。「三浦」は三浦領、「小机」
は小机領、「鎌倉地下人中」は玉縄領を指すのだろうか。七月十七
日の時点で「小机」地域は、物資供出を命じられる程度に、地域
を掌握されていたことを示すのではないか。

15 豊臣秀吉禁制で「小机庄」を冠する宛所を持つものは三点（表一
No.三・六・九）のみ確認できる。

16 池上裕子「戦国期武蔵国小机領と周縁地域」（『都筑・橘樹地域史
研究』三、都筑・橘樹研究会、二〇二〇年）。これら自称の名称は
小机領や小机保との混用、都筑郡や橘樹郡、多摩郡などとの組み

合わせがあり、実際にはかなり曖昧であったという。

17 加々政秀書状に見える「さるい」とは「さかハ」の誤写であろう。
また「の口」は『風土記稿』には「野呂」と記す。

〈付記〉

本稿は、横浜市教育委員会埋蔵文化財調査報告書一『小机城跡令和
三・四年度試掘調査報告書』（横浜市教育委員会、令和六年三月十八日）
に掲載した文章を一部抜粋し加筆したものです。